

反復的な権利侵害行為への対策について

反復的な権利侵害行為への対策について①

1. いわゆる「スリーストライク制」について

インターネット上で著作権侵害情報をアップロードするなどの権利侵害行為を反復的に行う者に対して、メール等によって数回の警告を行い、警告にもかかわらず権利侵害行為を継続した場合に、一定の制裁措置を行う制度(いわゆる「スリーストライク制」)の導入が必要との指摘がある。一般的に「スリーストライク制」といった場合、インターネット接続の制限(接続の遮断等)を行う「スリーストライク制」とアップロード等のアカウントの利用の制限を行う「スリーストライク制」があるが、これらはその方法も効果も異なるものである。

2-1. インターネット接続の制限(接続の遮断等)を行う「スリーストライク制」に関する見解①

知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について(報告)」(2010年) 32頁

常習的で悪質な侵害者に対して、社会全体で取り組むことは重要な課題であり、また、こうした制度は特にファイル共有ソフトを通じた侵害には有効な対策であるが、実効性の確保の観点、自由の一定の制約とのバランスとの観点等について課題があり、現行制度における警察の取り締まりによる効果、諸外国における実施状況とその効果等も見極めながら、さらに検討を行う必要がある。なお、一部プロバイダは、自主的な取組として、プロバイダと利用者の契約約款において、侵害行為者に対してプロバイダがインターネットへの接続の制限等の必要な措置を取ることを定めている。こうした自主的な取組は重要であると考えられるが、通信の秘密との関係で許容範囲が明確でないため、その許容範囲の明確化や手続きも含め、検討する必要がある。

反復的な権利侵害行為への対策について②

2-1. インターネット接続の制限(接続の遮断等)を行う「スリーストライク制」に関する見解②

プロバイダ責任制限法検証WG第3回 ニフティ株式会社資料 7頁

5. いわゆるスリーストライク制について

★ユーザの表現の自由、通信の秘密

ネット接続の遮断は、ユーザがネットワークを通じて表現する自由という基本的人権を損なう
同一人の権利侵害を通信経路上で事前監視するのは通信の秘密の侵害

★現実性

ネット接続手段のすべてを禁止するのは日本では現実的でない(刑務所に収監すれば別だが)
他のアクセスプロバイダと契約すればよいし、ネットカフェやホテルインターネット等、他にも多様な接続手段がある

プロバイダ責任制限法検証WG第3回 日本インターネットプロバイダー協会 資料 7頁

・ISPのアクセス回線を止めることの問題

ーアクセス回線は生活インフラ

- ・銀行, 証券, 学校生活, IP電話
- ・警備, 緊急通報, 医療アクセス...
- ・将来的には, 参政権

ーISPの回線は, 通常1世帯1契約

ーさらには, 2世帯住宅, アパートで1契約

ーこれらを実質的に権利者の申立てで停止?

ーそもそも事実関係の確認が問題, さらに制限を受ける範囲が一致しない

→アクセス回線の3ストライクは無茶です。

反復的な権利侵害行為への対策について③

2-2. インターネット接続の制限(接続の遮断等)を行う「スリーストライク制」に関する考え方(案)

反復的な権利侵害行為者のインターネット接続を切断するスリーストライク制の導入については、権利侵害情報の流通を抑制する効果が期待できるところであり、特に著作権侵害が頻繁に行われているといわれているP2Pにおいては、削除等の対応が困難であることから、警察による検挙等とあわせて、インターネット接続を切断するスリーストライクによる反復的著作権侵害行為者対策を法令に規定するという考え方がある。

しかし、昨今、インターネットは重要な生活インフラとなっており、たとえば、反復的に特定の権利侵害行為を行ったことにより、契約者である世帯のインターネットが切断された場合、その世帯に属する全てのインターネット利用者が一切のインターネット接続を切断されてしまうこととなってしまう、表現の自由、利用の公平との関係で問題が生じ得るとともに、電気通信事業法第4条により、「通信の秘密はこれを侵してはならない」とされているところ、ここでいう「通信の秘密」の範囲は通信の日時や通信当事者の氏名、住所等、通信の意味内容が推知されるよう情報を含むものであり、反復的権利侵害行為者の照合や切断の際に通信の秘密を侵害することとなる。これら、侵害された法益に比してインターネットの制限(接続の遮断等)を行うことは相当な範囲のものとはいえない。また、フランスでは、反復的権利侵害行為者に対して、略式起訴を通じた裁判所の命令によって当該ユーザーに対して罰金を課すか最長一年間のインターネット接続を切断することができるが、これは著作権侵害罪の付加刑の性質を有するものであり、我が国の刑法の体系にそのような刑を規定することは、我が国の刑罰体系全体に係る問題となる。

なお、アクセスプロバイダや回線事業者が自主的取組として、契約約款に基づき、スリーストライク制と同様の対応を反復的権利侵害行為者に対して実施することも、表現の自由、利用の公平との関係で問題があるものであるとともに、通信の秘密を侵害するものである。通信の秘密が侵害される場合であっても、正当業務に該当し、違法性が阻却される可能性があるが、例えば当該権利侵害行為によって、ネットワーク帯域を過度に占有している状態を解消することで他のユーザのトラヒックの適正管理によってネットワークの安定的運用を図る場合であれば、目的の正当性や行為の必要性が認められる余地がある一方、権利侵害行為を防止することを目的とする場合については、目的の正当性や行為の必要性は認められない。また、仮に目的の正当性や行為の必要性が認められる場合においても、当該侵害者のインターネット接続を制限(接続の遮断等)するという手段について、手段の相当性が認められる可能性について消極的に解さざるを得ない。

以上の理由により、我が国の法制度で、インターネット接続の制限(接続の遮断等)を行うスリーストライク制を導入することは適当ではない。

反復的な権利侵害行為への対策について④

3-1. アップロード等のアカウントの利用の制限を行う「スリーストライク制」に関する見解

プロバイダ責任制限法検証WG第2回 ユニオン・デ・ファブリカン資料 16頁

☆スリーストライク制導入に反対するものではないが、現行、商標権侵害品に関して、オークションでは実質上ワンストライク制で運営されているので実質的な緩和につながる懸念がある事も否定できない(他方、従来何ら対応していないI SPIに対しては、少なくとも3回目には切断を強制できるという制度になるのであれば、それはそれで有用ではあると考えることも否定しない)

- ー 本来、スリーストライク制は権利侵害の判断が難しい著作権侵害に関して発達した概念であり、権利侵害の疎明が比較的容易な商標権侵害にそのまま当てはめるべきなのか疑問がある
- ー 更には、同制度をプロ責法で取り扱うのは、同法が権利侵害に関わる違法情報を律しているとの解釈及びスリーストライク制導入が必要と考えられる権利侵害に関わらない違法情報等の問題(児童ポルノ、自殺方法等)等の存在等を鑑み、馴染まないものとする

☆提案

- ー プロ責法以外でスリーストライク制は検討されるべき
- ー 万一、プロ責法に関わる事項としてスリーストライク制が検討されるのであるならば、インターネットへのアクセス権とオークションへの出品資格は基本的に異質なものであることを何らかの形で明確にする配慮を頂ければ有り難い

プロバイダ責任制限法検証WG第3回 日本インターネットプロバイダー協会 資料 7頁

・すでに、会員制掲示板、動画投稿サイトなどでは、より厳しい措置を実施(妥当な措置)

- ー YouTube, ニコニコ動画・・・
- ー 事実関係の確認できる範囲と、制限を受ける範囲が一致

反復的な権利侵害行為への対策について⑤

3-2. アップロード等のアカウントの利用の制限を行う「スリーストライク制」に関する考え方(案)

反復的な権利侵害行為者のアカウント停止を行うスリーストライク制を法令に規定することについて、特定の反復的な権利侵害行為者を特定の掲示板へアクセスできなくするという点で、一定程度の効果が見込めるものであり、韓国で主に商業目的で著作権侵害物をアップロードする者を対象とするものとして運用されている。

しかし、そもそも韓国のように一定規模以上の掲示板の管理者等に利用者の本人確認義務が課される国においては格別、そのような制度が存在しない我が国においては、アカウントを停止した反復的な権利侵害行為者は、容易に別のアカウントを取得することが可能であり、実効性に疑問が残る（なお、韓国のように掲示板管理者に利用者の本人確認を義務づけることは、表現の萎縮効果につながるものであり、(匿名)表現の自由との関係で問題となるものである。）。また、表現の自由、通信の秘密の保護、利用者の公平性の観点などから、慎重な検討が必要となる。

一方、我が国においても、オークションサイトにおける商標権侵害者等に対して、すでにアカウントを停止する対応が行われているが、ワンストライクでアカウント停止を行っているサイトもあり、アカウント停止を行うスリーストライク制の導入が、逆にそのような自主的な制裁措置を緩和することにつながる可能性がある。なお、これら民間の自主的な取組についても、表現の自由、通信の秘密の保護、利用者の公平性の観点に留意して実施される必要があるものである。

以上の理由により、アカウント停止を行うスリーストライク制については、表現の自由、通信の秘密の保護、利用者の公平性の観点に留意しつつ、民間による自主的な取組を注視していく必要がある。